

法科大学院評価基準要綱（案）に対する意見対応表

No.	基準・解釈指針	意見	機構の考え方
1	基準 4-2-1 解釈指針 4-2-1-3 4-2-1-4 4-2-1-5	<p>文部科学省からの通知に基づく改定であることは理解するが、「代えて法律基本科目の履修を認め」とある「法律基本科目」は、文科省通知等に鑑みれば、選択必修科目又は選択科目のそれと読める。その点が一義的に明確でないので、まずその点の文案の改善又は解釈基準での明示が必要と思う。</p> <p>例えば特許庁や税務署の役員（レベルがあろうが）などは特許法や税法などを「科目認定」すべきであり、そうせずに法律基本科目に代えられることは適切でないと思われるので配慮願いたい。</p>	<p>当該基準において代替することが認められる単位数は、法律基本科目の必修単位数を増加させることができるものではないことは、貴見のとおりである。</p> <p>法律基本科目の必修単位数を増加させることは、基準2-1-5の規定に基づき、カリキュラム編成全体の問題として対応する必要がある。</p> <p>当該基準においては、すでに十分な実務経験を有していると認められる者が展開・先端科目を履修するのではなく、法律基本科目の履修を可能とするものである。</p> <p>したがって、展開・先端科目に代えて認められる法律基本科目の履修は、選択必修科目又は選択科目に限られることが明確となるよう、修正する。</p> <p>後段の意見について、今般の改定の趣旨は、法律基本科目の学習機会を確保するため、十分な実務経験を有する者については、当該実務経験に相当する展開・先端科目に代わり、法律基本科目の履修に代えることができるとするものであり、代替することができられた単位数分の履修を免除するものではない。</p> <p>したがって、「科目認定」することは適切ではないため、修正しない。</p>

No.	基準・解釈指針	意見	機構の考え方
2	基準 4-2-1 解釈指針 4-2-1-3 4-2-1-4 4-2-1-5	当該法科大学院において実務経験等を評価した上で適當と認められるものについては、法律基本科目の履修を認め、法律基本科目単位数に算入することができることとなっているが、改定（案）では、法律基本科目の必修科目にも読み替えることができるよう読み取れる。読み替えることができる対象範囲を明確しておいてはどうか。 なお、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会において示された配付資料では、実務経験等を読み替えることができるのは、法律基本科目の「選択必修科目」のみである。	No. 1 の考え方のとおり。